

# 資料3

## 規制改革ホットライン処理方針 (令和2年6月22日から令和2年7月22日までの回答)

### 農林水産ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
園芸用ハウス・温室に関する規制緩和要望	1 現行制度下で対応 可能 2 対応不可 3 対応不可 4 現行制度下で対応 可能	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

農林水産WG関連

番号:1

受付日	2年4月28日	所管省庁への検討要請日	2年6月9日	回答取りまとめ日	2年7月29日
-----	---------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	園芸用ハウス・温室に関する規制緩和と要望
具体的内容	<p>1.EU(オランダ)の設計基準で設計した輸入温室を日本の構造安全基準で再計算せずに国内で適用を要望。日欧EPA発効で「貿易の技術的障害(TBT)」「適合性評価」に準じEU基準を確認し国内での適合性を評価して欲しい。</p> <p>2.温室の輸入時に施工職人も施工期間中、速やかに入国し作業が出来るよう在留資格の付与(設定・特定活動等)を要望。</p> <p>3.輸入温室の施工に必要な建設業許可(建設業法の「建築一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「鋼構造物工事」など)もEUの然るべき資格にて適用を要望。</p> <p>4.補助事業を利用する際、大規模温室は設計~着工まで時間がかかる為、採択~引渡し期間(2~3年程度)を確保を要望。</p>
提案理由	<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本のハウスは世界と比べると異常な値段。韓国の2倍程度。</li> <li>○日本国内で輸入温室・ハウスを建設する際に、構造安全基準が課題となる。</li> <li>○ハウスを建てる職人も不足している。在留資格(単純労働)の関係で外国人の職人を連れてくるもの難しい状況。</li> <li>○補助事業での単年度の動きの中では、着工許可から施設を完成させるまでの時間があまりにも短く、ある程度メーカーの提案飲まないとなかなか動けなくなってしまう。10年前から変わっていない。</li> </ul> <p>社会的効果</p> <p>現在、施設園芸で作られる野菜は韓国、中国などから輸入される物が多い。これは国産野菜に比べて安価、安定的に市場に野菜を充足させることができるためである。一方、生鮮野菜は食の安全保障からも一定の国内生産の必要性は消費者も求めている。</p> <p>国産野菜のコスト高に対して、ある程度の消費者の理解があるものの外国との圧倒的な製造原価の差は国産野菜生産者の利益を削り、担い手がもはやいない状況になりつつある。食の生産基地としての農業を日本に残す事を考えると、生産コストを諸外国並みに低減する必要がある。日本では大規模温室を想定した規制改革がなされておらず、温室投資コストが極めて高く、そのため事業性が限定されている。</p> <p>諸外国と同じ農業インフラであれば施設園芸においては輸入野菜と戦えるコストで国内生産でき、同じコストであれば現在輸入野菜が主となっているマーケットを国産野菜が占める事ができる。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁	法務省農林水産省国土交通省
制度の現状	<p>1 建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの」と定義されています。このため、輸入温室に限らず、一般的に土地に定着し屋根および柱もしくは壁を有するものは建築物として取り扱われ、構造上安全なものとして建築基準法で定める基準に適合させる必要があります。</p> <p>2 外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労目的で在留することができる在留資格は、同法別表第一の一及び二に定められています。また、就労目的で在留することができる在留資格(同法別表第一の二に定められたものに限る)の許可基準については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)において定められています。</p> <p>3 建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合に於ては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合に於ては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。</p> <p>4 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」等の補助事業を利用して施設整備をする際、適正な工期を確保するため、平成30年度に、入札公告を前倒して行うことを可能としたところです。具体的には、対象となる仕様書類が確定し、事業の効率的な実施を図る上で早期に事前着工を必要とする場合などの緊急かつやむを得ない事情があり、都道府県議会において当該予算計上している場合、都道府県の指導等により事前に入札公告を行うことが可能となります。</p> <p>また、同事業において、要望額が10億円を越える取り組みで、複数年で実施することが必要と認められる施設整備については、単年度毎に事業を完了する必要はありますが、2か年の計画で事業に取り組むことが可能です。</p>	
該当法令等	<p>1 建築基準法第2条第1項、第20条</p> <p>2 出入国管理及び難民認定法</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p> <p>3 建設業法第三条</p> <p>4 なし</p>	
対応の分類	1 現行制度下で対応可能 2 対応不可 3 対応不可 4 現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>1 ご提案の輸入温室がどのようなものを指しているのかは不明ですが、屋根を天幕、ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せる場合の建築基準法上の取扱いについては、例規昭和37年住指発第86号において、屋根等が土地への定着性が認められないため、建築物としては取り扱われない旨を既に示しています。</p> <p>なお、建築物として取り扱われるものについては、国外の設計基準で設計した建築物についても、構造上安全なものとして建築基準法で定める基準に適合させる必要があります。</p> <p>2 海外の企業に園芸用ハウスの施工職人として雇用されている外国人が、中長期間、本邦に在留して、その業務に従事する活動を認めるか否かについては、そのニーズや本邦における活動内容等を的確に把握した上で、競合が生じうる本邦内の園芸ハウス業界への影響や同業界のコンセンサス等も踏まえ、関係省庁と連携し、幅広い観点から検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>3 日本国内で建設業を営もうとする者は、日本法である建設業法(以下、「法」という。)の適用を受けます。この法の目的は、法第一条において「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされており、この目的を達するため、施工能力、資力、信用があるものに限りその営業を認めることとし、法第三条において、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事からの建設業の許可を受けなければならないこととされています。</p> <p>以上のことから、建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事において、建設業を営もうとする者の施工能力、資力、信用について審査された上で許可されるものでなければならないため、単にEUにおける許可を以て、日本国内における建設業の許可を有していると認めることは適当ではないと考えております。</p> <p>なお、海外における建設業に係る経営経験や技術者資格等を有している場合、日本国内における建設業の許可を得るために必要な経営業務管理責任者、営業所専任技術者として認められる制度もありますので、適宜ご活用ください。</p> <p>4 制度の現状欄に記載のとおりです。(事業の活用をご検討の際には都道府県や地方農政局等にご相談をお願いします。)</p>	

区分(案)	△
-------	---